国立大学法人高知大学研究不正調査委員会規則

（平成 27 年１月 28 日
規 則 第 ５０ 号）

最終改正　令和８年３月 31 日規則第 144 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止規則」という。）第９条第３項の規定に基づき、国立大学法人高知大学研究不正調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（任務）

第２条　委員会は、研究活動上の不正行為の調査等を行う。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）

(2) 本学の教員のうち学長が指名する者　若干人

(3) 委員長が指名する研究活動に関し識見を有する学外者　若干人

(4) 委員長が指名する法律に関し専門知識を有する学外者　若干人

２　前項第３号及び第４号の委員の数は、委員の総数の過半数でなければならない。

３　第１項に掲げる者のほか、第５条に規定する委員長が必要と認める者を、委員に加えることができる。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者でなければならない。理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）が通報者及び被通報者と直接利害関係を有する場合は、第１項第１号の規定中「理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当)」を「学長が指名する者」と、次項及び次条の規定中「第１項第２号から第４号までの委員」とあるのは「第１項各号に掲げる委員」と読み替えるものとする。

４　第１項第２号から第４号までの委員は、不正行為防止規則第９条第１項により本調査の依頼があった場合に指名する。

（任期）

第４条　前条第１項第２号から第４号までの委員は、学長又は委員長の指名があった日から、当該研究活動上の不正行為の調査等が完了するまでの間を任期とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、第３条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　委員長に事故があるとき又は委員長に支障があるときは、学長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、開くことができない。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第８条　本調査に関与した者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第９条　委員会の事務は、関係部局の協力を得て、研究国際部研究イノベーション課において処理する。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 27 年１月 28 日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年１月 20 日規則第 48 号）

この規則は、平成 29 年１月 20 日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年 12 月 16 日規則第 68 号）

この規則は、令和４年 12 月 16 日から施行する。

附　則（令和８年３月 31 日規則第 144 号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。